

# 市民税・県民税申告に当たっての重要なお知らせ

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、市民税・県民税申告書の提出の際には、

**「マイナンバー(個人番号)の記載」及び「本人確認書類の提示」**が必要です。

## 【本人確認について】

市民税・県民税申告書を提出される際は、なりすまし防止と厳格な本人確認をする必要があるため、記載された個人番号が正しい番号であることの「**番号確認**」書類と「**身元確認**」書類の提示をお願いいたします。

また、代理で申告する場合も**申告者**の「番号確認」書類及び**申告者**の「身元確認」書類の提示が必要です。（代理人の身元確認は不要です。）

### 1 提出者別の必要書類

#### (1) 本人が窓口提出するとき

「番号確認」書類 + 「身元確認」書類

#### (2) 代理人が窓口提出するとき

申告者の「番号確認」書類 + 申告者の「身元確認」書類（代理人の身元確認は不要）

#### (3) 郵送で提出するとき

申告者の「番号確認」書類 + 申告者の「身元確認」書類

※ (2)又は(3)の場合は上記書類の写しを本書裏面に貼付の上、提出してください。

### 2 上記1を確認するための具体的書類

#### (1) 番号確認（本人のマイナンバーを確認できる書類）

① マイナンバーカード ②通知カード(※) ③個人番号が記載された住民票 のうち**1点**

※ 通知カードについては、氏名、住所等が、住民票の記載内容と一致している場合に限る。

#### (2) 身元確認（記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）

ア 顔写真付き身分証明書（次のいずれか**1点**）

- ①マイナンバーカード ②住基カード ③運転免許証 ④パスポート  
⑤在留カード ⑥特別永住者証明書 ⑦身体障害者手帳 等

イ アが確認できない場合（次のいずれか**2点**）

- ①国民健康保険証 ②健康保険証 ③後期高齢者医療被保険者証  
④介護保険被保険者証 ⑤年金手帳 等

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認及び身元確認）が可能です。

※裏面は添付書類台紙です。

# 令和6年度 市民税・県民税申告書 添付書類台紙

源泉徴収票（写し可）や各種保険料控除関係書類（原本）をこの台紙に貼ってください。

また、市民税・県民税申告書を**郵送で提出**される方は、表面の『**市民税・県民税申告に当たっての重要なお知らせ**』に記載のとおり、**申告者の「番号確認」書類**と**申告者の「身元確認」書類**の写しもこの台紙に貼ってください。

のりしろ
<b>源泉徴収票</b>
のりしろ
<b>源泉徴収票</b>
のりしろ
<b>各種保険料控除関係書類等（原本）</b>
のりしろ
<b>番号確認書類（写）</b> ※郵送又は代理人による提出の場合
のりしろ
<b>身元確認書類（写）</b> ※郵送又は代理人による提出の場合

区分	申告者の「番号確認」書類	申告者の「身元確認」書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（表裏 <u>両面</u> の写しが必要です。）	
マイナンバーカードをお持ちでない方	通知カード 又は 個人番号が記載された住民票	<u>左記に加えて</u>  表面2の(2)